

佐久漁業協同組合内共第 1 号

第 5 種共同漁業権遊漁規則（抜粋）

（漁具、漁法の制限）

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具漁法	ウ 統数又は規模
あ ゆ	竿 釣	1 人 1 本
こい・ふな	竿 釣	1 人 2 本以内
いわな・やまめ・にじます・ うぐい・おいかわ・かじか・ うなぎ	竿 釣	1 人 1 本

（遊漁期間）

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行われなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	公表（解禁）の日から 12 月 31 日までの間。ただし、友釣以外の漁法については、組合が別に定めた区域期間とする。
いわな・やまめ	2 月 16 日から 9 月 30 日までの間。ただし、投網については、組合が別に定めた区域期間とする。
こい・ふな・うぐい・ おいかわ・うなぎ	周年。ただし、投網、毛針釣については、組合が別に定めた区域期間とする。
か じ か	5 月 16 日から 12 月 31 日まで。ただし、投網については、組合が別に定めた区域期間とする。
にじます	10 月第二土曜日から翌年 9 月 30 日まで。ただし、10 月第二土曜日から翌年 2 月 15 日までは佐久市中込佐久大橋橋台下流端から佐久市今井小諸発電所今井取水堰堤までの千曲川本流とする。投網については、組合が別に定めた区域期間とする。

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

（禁止区域）

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
(1) 南佐久郡佐久穂町大字高野町の臼田発電所堰堤から上流 110 メートル下流 110 メートルに至る区域 (2) 小諸市大字山浦字下平の島川原発電所西浦ダムから上流 110 メートル下流 300 メートルに至る区域	周 年

2 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、投網漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
(1) 抜井川 佐久穂町池の尾橋より上流域の本流及び支流とする。 (2) 雨 川 小海線鉄橋より上流域の本流及び支流とする。 (3) 内山川 苦水橋より上流域の本流及び支流とする。 (4) 香坂川 志賀川との合流点より上流域の本流及び支流とする。 (5) 志賀川 潜岩橋より上流域の本流及び支流とする。 (6) 湯 川 御代田面替橋より上流域の本流及び支流とする。 (7) 千曲川 千曲川野沢橋上流堰堤より下流佐久大橋までとする。	周 年

（全長制限）

第 6 条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
いわな・やまめ・にじます こい うぐい・ふな おいかわ かじか うなぎ	全長 15 センチメートル以下 全長 18 センチメートル以下 全長 10 センチメートル以下 全長 8 センチメートル以下 全長 5 センチメートル以下 全長 30 センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法）

第 7 条 第 2 条第 4 項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、700 円を加算した額とする。

(1) 竿釣による遊漁の場合

魚 種	承 認 期 間	遊 漁 料
あ ゆ	1 日	2, 200 円
	1 年	13, 000 円
あゆ以外の魚種	1 日	1, 300 円
	10 月第二土曜日から翌年 2 月 15 日まで にじますに限る	3, 500 円
	1 年 にじますにあっては、2 月 16 日から 9 月 30 日	6, 500 円

(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

区 分	遊 漁 料
小 学 生	無料
中 学 生	前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、あゆ以外の魚種は無料
身体障害者	前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、承認期間 1 年（年券）に限る。

（遊漁承認証に関する事項）

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別記様式第 1 号から第 2 号までに規定する遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第 10 条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第 3 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子を着用するものとする。

（違反者に対する処置）

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。